

第2号様式(第10条関係)

令和 8 年 4月24日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

島袋 大



令和 7年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和 7年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和7年度 政務活動費収支報告書

議員名 島袋 大

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	0	
広聴広報費	0	
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	18,450	新聞購読料
事 務 所 費	822,138	家賃 水道代 電気代
事 務 費	206,133	固定電話代 携帯代 コピー機カウント代 リコーリース 代 リコープロバイダー代 NHK受信料
人 件 費	850,096	月給 労働保険料
合 計	1,896,817	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

統一様式—①

經費區分別支出一覽表

経費区分	資料購入費
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

[illegible]

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領 収 証

島袋 大 様

No. _____

金 額

3 0 7 5 *

内 訳

現 金

小 切 手 /

手 形 /

総額 2848

消費税額等(8%) 227

消費税額等(%)

但し、2025年4月分にて

2025年 4月 30日

琉球新報根差部販売店

電話 850-1365

新 垣 睦 雄

T5810116782831

登録番号 16878191101851

GR1622

4 月 分 (1/2) ￥1,537

領 収 証

島袋 大 様

様

No. _____

金 額

3 0 7 5 *

内 訳

現 金

小 切 手 /

手 形 /

総額 2898

消費税額等(8%) 227

消費税額等(%)

但し、2025年5月分にて

2025年 5月 31日 上記正に領収いたしました

琉球新報根差部販売店

電話 850-1365

新 垣 睦 雄

登録番号 T5810116782831

GR1622

5 月 分 (1/2) ￥1,537

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領 収 証 島袋 大 様 No. _____

金 額

3 0 7 5 *

内 訳

現 金

小 切 手 /

手 形 /

消費税額等(8%)

消費税額等(%)

但し、2025年6月分(1/2)

2025年6月30日 上記正に領収いたしました

琉球新報根差部販売店

電話 850-1365

新垣睦雄

登録番号 T5810116782831

入印紙

GR1622

6月分(1/2) ¥1,537

領 収 証 島袋 大 様 No. _____

金 額

3 0 7 5 *

内 訳

現 金

小 切 手 /

手 形 /

消費税額等(8%)

消費税額等(%)

但し、2025年7月分(1/2)

2025年7月31日 上記正に領収いたしました

琉球新報根差部販売店

電話 850-1365

新垣睦雄

登録番号 T5810116782831

GR1622

7月分(1/2) ¥1,537

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領 収 証

島袋 大 様

様

No. _____

金 額

3 0 7 5 *

内 訳

現 金

小 切 手 /

手 形 /

袋振 2848

消費税額等(8%)

227

消費税額等(%)

但1.2025年8月6日

2025年8月31日 上記正に領収いたしました

琉球新報根差部販売店

電話 850-1365

新垣睦雄

登録番号 T5810116782831

※軽減税率対象
(新聞定期購読)

GR1622

8月分 (1/2) ￥1,537

領 収 証

島袋 大 様

様

No. _____

金 額

3 0 7 5 *

内 訳

現 金

小 切 手 /

手 形 /

袋振 2848

消費税額等(8%)

227

消費税額等(%)

但1.2025年9月6日

2025年9月30日 上記正に領収いたしました

琉球新報根差部販売店

電話 850-1365

新垣睦雄

登録番号 T5810116782831

※軽減税率対象
(新聞定期購読)

GR1622

9月分 (1/2) ￥1,537

$$1,537 \times 6 = 9,222$$

￥9,222 充当

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領 収 証		島 袋 大 様		No. _____	
金額		3 0 7 5 ※			
内 訳	但し、2025年10月分と12月分 ※軽減税率対象				
現 金	2025年 10月 31日 上記正に領収いたしました				
小 切 手	琉球新報根差部販売店				
手 形	電話 850-1365				
消費税額等(8%)	新 垣 睦 雄				
消費税額等(%)	登録番号 T5810116782831				

10月分 (1/2) ￥1,537

領 収 証		島 袋 大 様		No. _____	
金額		3 0 7 5 ※			
内 訳	但し、2025年11月分と12月分 ※軽減税率対象				
現 金	2025年 11月 30日 上記正に領収いたしました				
小 切 手	琉球新報根差部販売店				
手 形	電話 850-1365				
消費税額等(8%)	新 垣 睦 雄				
消費税額等(%)	登録番号 T5810116782831				

11月分 (1/2) ￥1,537

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領 収 証

島袋 大

様

No. _____

金額

3 0 7 5 ※

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

税 額

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但1.2025年12月分612

※軽減税率対象

2025年12月31日 上記正に領収いたしました

琉球新報根差部販売店

電話 850-1365

新 垣 睦 雄

登録番号 T5810116782831

入印紙

GR1622

12月分(1/2) ¥1,537

領 収 証

島袋 大

様

No. _____

金額

3 0 7 5 ※

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

税 額

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但1.2026年1月分612

※軽減税率対象

2026年1月31日 上記正に領収いたしました

琉球新報根差部販売店

電話 850-1365

新 垣 睦 雄

登録番号 T5810116782831

入印紙

GR1622

1月分(1/2) ¥1,537

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領 収 証		島 袋 大		様		No. _____	
金 額							
					3	0	7 5 ※
内 訳	但し、2026年2月分は12 ※軽減税率対象						
現 金	2026年 2月 28日 上記正に領収いたしました						
小 切 手	/						
手 形	/						
消費税額等(8%)	税額 2848						
消費税額等(%)	227						
		琉球新報根差部販売店		電話 850-1365		新 垣 睦 雄	
		登録番号 T5810116782831					

GR1622

2月分 (1/2) ￥1,537

領 収 証		島 袋 大		様		No. _____	
金 額							
					3	0	7 5 ※
内 訳	但し、2026年3月分は12 ※軽減税率対象						
現 金	2026年 3月 31日 上記正に領収いたしました						
小 切 手	/						
手 形	/						
消費税額等(8%)	税額 2848						
消費税額等(%)	227						
		琉球新報根差部販売店		電話 850-1365		新 垣 睦 雄	
		登録番号 T5810116782831					

GR1622

3月分 (1/2) ￥1,537

$$3,075 \times 12 \times 1/2 = 18,444$$

￥18,444 充当

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	家賃(4月分~3月分)	744,000	その他	716,285 ✓
4/23	電気料金(4月分)	10,913 ✓	その他	2,288 ✓
5/27	電気料金(5月分)	16,740 ✓	1/2	8,370 ✓
6/25	電気料金(6月分)	19,167 ✓	1/2	9,583 ✓
7/23	電気料金(7月分)	43,792 ✓	1/3	14,597 ✓
8/25	電気料金(8月分)	26,628 ✓	1/2	13,314 ✓
9/24	電気料金(9月分)	18,017 ✓	1/2	9,008 ✓
10/24	電気料金(10月分)	18,287 ✓	1/2	9,143 ✓
11/26	電気料金(11月分)	17,270 ✓	1/2	8,635 ✓
12/24	電気料金(12月分)	9,060 ✓	1/2	4,530 ✓
1/28	電気料金(1月分)	11,715 ✓	その他	4,912 ✓
2/27	電気料金(2月分)	16,078 ✓	その他	5,742 ✓
3/26	電気料金(3月分)	6,459 ✓	1/2	3,229 ✓
5/26	水道料金(4月分)	1,782 ✓	その他	718 ✓
8/6	水道料金(5月分)	1,782 ✓	1/2	891 ✓
8/4	水道料金(6月分)	2,288 ✓	1/2	1,144 ✓
8/21	水道料金(7月分)	2,354 ✓	1/2	1,177 ✓
9/30	水道料金(8月分)	2,222 ✓	1/2	1,111 ✓
10/21	水道料金(9月分)	2,222 ✓	1/2	1,111 ✓
12/3	水道料金(10月分)	2,156 ✓	1/2	1,078 ✓
1/20	水道料金(11月分)	2,222 ✓	1/2	1,111 ✓
1/20	水道料金(12月分)	2,222 ✓	1/2	1,111 ✓
2/27	水道料金(1月分)	2,486 ✓	その他	1,042 ✓
4/9	水道料金(2月分)	2,420 ✓	その他	864 ✓
4/20	水道料金(3月分)	2,288 ✓	1/2	1,144 ✓
事務所費 充当合計				822,138 ✓

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(事務所家賃料)

07-04-07	200	*125,0000S.イクセルビル	4月分
07-05-07	200	*125,0000S.イクセルビル	5月分
07-06-05	200	*125,0000S.イクセルビル	6月分
07-07-07	200	*125,0000S.イクセルビル	7月分
07-08-05	200	*125,0000S.イクセルビル	8月分
07-09-05	200	*125,0000S.イクセルビル	9月分

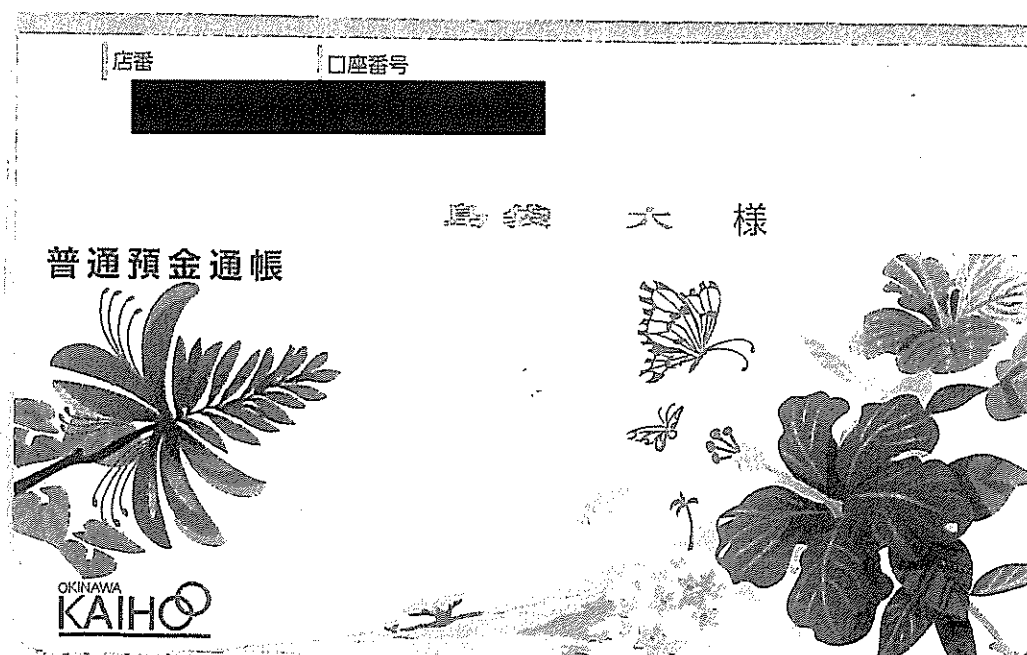
1/2 計上

月額 125,000 円のうち、チリ処理代 1,000 円が含まれているので

$$124,000 \text{ 円} \div 2 = 62,000$$

$$62,000 \times 6 \text{ か月分} = 372,000$$

¥372,000 充当



事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(事務所家賃料)

21 07-10-06	200	*125,000OS.イワセビル	10月分
9 07-11-05	200	*125,000OS.イワセビル	11月分
17 07-12-05	200	*125,000OS.イワセビル	12月分
23 08-03-05	200	*125,000OS.イワセビル	3月分

1/2 計上

月額 125,000 円のうち、チリ処理代 1,000 円が含まれているので

$$124,000 \text{ 円} \div 2 = 62,000$$

$$62,000 \times 4 \text{ 月分} = \yen 248,000 \text{ 円}$$



事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(事務所家賃料)

領 収 証		No. E207	
島袋 大 様			
金額	9125000		
恒 込 A8 1月分 経費 チリ処理代			
A8 年 1 月 14 日 上記正に領収いたしました			
内 訳	沖縄県		
税抜金額			
消費税額(%)			
税抜金額			
消費税額(%)			
登録番号		T9810962156961	
登録番号			

GR26A725

1/2 計上

月額 125,000 円のうち、チリ処理代 1,000 円が含まれているので

$$124,000 \text{ 円} \div 2 = 62,000$$

1 月分は政務外活用があったので日割り計上にします。

$$62,000 \text{ 円} \times 26/31 = \yen 52,000$$

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(事務所家賃料)

08-02-05 200 *125,000OS.エクセル"ル 2月分

1/2 計上

月額 125,000 円のうち、チリ処理代 1,000 円が含まれているので

$$124,000 \text{ 円} \div 2 = 62,000$$

※ 2 月分は政務外活用があったので日割り計上にします。

$$62,000 \text{ 円} \times 20/28 = \yen 44,285$$



(電氣代)

(電氣代)

登録番号 T3360001008565

日割 ¥2,288

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。 下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名島袋 大 様			
電気の	豊見城市字根差部727	料金年月分	
ご使用場所	エクセルビル 207	R 7年 5月分	
電気番号	24038 - 102 -1-5	振替日	5月27日
契約種別	従量電灯	領収金額	16,740円
検針日	5月17日	料 金	16,005円
算定期間	4月14日～ 5月16日	再エネ賦課金	1,735円
金融機関	沖縄海邦銀行	内清算金額	
預金口座	普通預金	契約超過金	
口座名義	島袋 大 様	税	
※消費税等相当額は再掲です。		消費税10%	1,521円
<料金内訳>			
<使用量>			
使用量合計	436kWh		
<基本料金>			
常 時	643.05		
<使用料金>			
電力量料金	19145.12		
燃料費等調整額	-4782.79		
課税対象額10% (再掲)		16,740 円	
課税対象外 (再掲)		0 円	
(参考) 託送料金相当額 (再掲)		5,528 円	
印紙税申告納付につき北那覇税務署承認済			
沖縄電力株式会社			
登録番号 T3360001008565			

(1/2) 計上 5月分

16,740÷2=8,370

¥8,370

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。			
下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名 島袋 大 様			
電気の	豊見城市字根差部727	料金年月分	
ご使用場所	エクセルビル 207	R 7年 6月分	
電気番号	24038 - 102 -1-5	振替日	6月25日
契約種別	従量電灯	領収金額	19,167円
検針日	6月14日	料 金	17,177円
算定期間	5月17日～ 6月13日	再エネ賦課金	1,990円
金融機関	沖縄海邦銀行	内 精算金額	
預金口座	普通預金	契約超過金	
口座名義	島袋 大 様	誤	
※消費税等相当額は再掲です。		消費税 10%※	1,742円
<料金内訳>			
<使用量>			
使用量合計	500kWh		
<基本料金>			
常 時	643.05		
<使用料金>			
電力量料金	22199.20		
燃料費等調整額	-5664.91		
印紙税申告納		課税対象額 10% (再掲)	19,167 円
付につき北那覇		課税対象外 (再掲)	0 円
税務署承認済		(参考) 託送料金相当額 (再掲)	6,340 円
沖縄電力株式会社			
登録番号 T3360001008565			

(1/2) 計上 6月分

19,167 円 ÷ 2 = 9,583

¥9,583

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。 下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部727	料金年月分	
ご使用場所	エクセルビル 207	R 7年 7月分	
電気番号	24038 - 102 -1-5	振替日	7月23日
契約種別	従量電灯	領収金額	43,792円
検針日	7月14日	料 金	39,291円
算定期間	6月14日～ 7月13日	再エネ賦課金	4,501円
金融機関	沖縄海邦銀行	内清算金額	
預金口座	普通預金	契約超過金	
口座名義	島袋 大 様	消費税込10%	3,981円
※消費税等相当額は再掲です。			
<料金内訳>			
<使用量>	1131kWh		
使用量合計			
<基本料金>	643.05		
常 時			
<使用料金>	52310.52		
電力量料金	-13662.50		
燃料費等調整額			
印紙税申告納		課税対象額10% (再掲)	43,792 円
付につき北那覇		課税対象外 (再掲)	0 円
税務署承認済		(参考) 託送料金相当額 (再掲)	14,341 円
沖縄電力株式会社			
登録番号 T3360001008565			

計上7月分 43,792 円いつもより使用料が増えましたので 1/3 計上

43,792 円÷3=14,597

¥14,597

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。
下記のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名 島袋 大 様			
電気の	豊見城市字根差部727	料金年月分	
ご使用場所	エクセルビル 207	R 7年 8月分	
電気番号	24038 - 102-1-5	振替日	8月25日
契約種別	従量電灯	領収金額	26,628円
検針日	8月15日	料 金	23,651円
算定期間	7月14日～ 8月14日	再エネ賦課金	2,977円
金融機関	沖縄海邦銀行	内清算金額	
預金口座	普通預金	契約超過金	
口座名義	島袋 大 様	取	
※消費税等相当額は再掲です。		消費税 10%※	2,420円
<料金内訳>			
<使用量>			
使用量合計	748kWh		
<基本料金>			
常 時	643.05		
<使用料金>			
電力量料金	34033.76		
燃料費等調整額	-11025.48		
印紙税申告納 付につき北那覇 税務署承認済		課税対象額 10% (再掲)	26,628 円
		課税対象外 (再掲)	0 円
		(参考) 託送料金相当額 (再掲)	9,484 円

沖縄電力株式会社
登録番号 T3360001008565

(1/2) 計上 8 月分

26,628 円 ÷ 2 = 13,314

¥13,314

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。			
下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名 島袋 大 様			
電気の	豊見城市字根差部 727	料金年月分	
ご使用場所	エクセルビル 207	R 7 年 9 月分	
電気番号	24038 - 102 -1-5	振替日	9 月 24 日
契約種別	従量電灯	領収金額	18,017 円
検針日	9 月 13 日	料 金	15,920 円
算定期間	8 月 15 日 ~ 9 月 12 日	再エネ賦課金	2097 円
金融機関	沖縄海邦銀行	内 清算金額	
預金口座	普通預金	契約超過金	
口座名義	島袋 大 様	賦 課	
※消費税等相当額は再掲です。			
<料金内訳>			
<使用量>	527kWh		
使用量合計			
<基本料金>	643.05		
常 時			
<使用料金>			
電力量料金	23487.64		
燃料費等調整額	-8210.66		
印紙税申告納 付につき北那覇 税務署承認済 課税対象額 10% (再掲) 18,017 円 課税対象外 (再掲) 0 円 (参考) 託送料金相当額 (再掲) 6,682 円			

沖縄電力株式会社

登録番号 T3360001008565

(1/2) 計 9 月分

18,017 円 ÷ 2 = 9,008

¥9,008

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。			
下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部 7 2 7	料金年月分	
ご使用場所	エクセルビル 207	R	7年10月分
電気番号	24038 - 102 -1-5	振替日	10月24日
契約種別	従量電灯	領収金額	18,287円
検針日	10月15日	料 金	16,166円
算定期間	9月13日～10月14日	再エネ賦課金	2,121円
金融機関	沖縄海邦銀行	内精算金額	
預金口座	普通預金	契約超過金	
口座名義	島袋 大 様	取	
※消費税等相当額は再掲です。			
<料金内訳>			
<使用量>	533kWh		
使用量合計			
<基本料金>	643.05		
常 時			
<使用料金>			
電力量料金	23,773.96		
燃料費等調整額	-8,250.82		
		課税対象額10% (再掲)	18,287 円
		課税対象外 (再掲)	0 円
		(参考) 託送料金相当額 (再掲)	6,758 円
印紙税申告納			
付につき北那覇			
税務署承認済			

沖縄電力株式会社

登録番号 T3360001008565

(1/2) 計上 10 月分

18,287 円 ÷ 2 = 9,143

¥9,143

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

14 07-11-26 | 200 | *17,270 オキナワデ「フリオ」11 ヲキ | 11 月分

(1/2) 計上 11 月分 $17,270 \text{ 円} \div 2 = \text{¥}8,635$

16 08-02-27 | 200 | *16,078 オキナワデ「フリオ」2 ヲキ | 2 月分

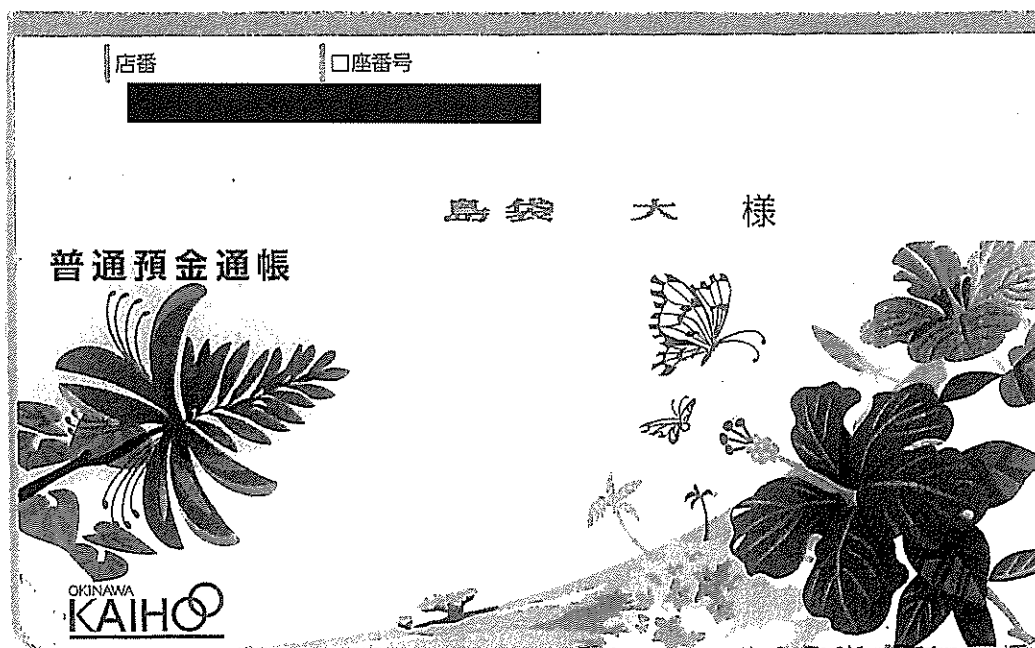
(1/2) 計上 2 月分 政務外使用があったので日割り計上

$16,078 \div 2 = 8,039$ $8,039 \times 20/28 = \text{¥}5,742$

3 08-03-26 | 200 | *6,459 オキナワデ「フリオ」3 ヲキ | 3 月分

(1/2) 計上 3 月分 $6,459 \text{ 円} \div 2 = \text{¥}3,229$

領収書紛失のため、通帳引き落とし明細添付します。



事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。			
下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部 727	料金年月分	
ご使用場所	エクセルビル 207	R	7年12月分
電気番号	24038 - 102 -1-5	振替日	12月24日
契約種別	従量電灯	領収金額	9,060円
検針日	12月15日	料 金	8,022円
算定期間	11月15日～12月14日	再エネ賦課金	1,038円
金融機関	沖縄海邦銀行	内精算金額	
預金口座	普通預金	契約超過金	
口座名義	島袋 大 様	取	
※消費税等相当額は再掲です。			
<料金内訳>			
<使用量>	261kWh		
使用量合計			
<基本料金>	643.05		
常 時			
<使用料金>	10871.34		
電力量料金			
燃料費等調整額	-3492.11		
課税対象額10% (再掲)		9,060 円	
課税対象外 (再掲)		0 円	
(参考) 託送料金相当額 (再掲)		3,309 円	
印紙税申告納 付につき北那覇 税務署承認済			
沖縄電力株式会社			
登録番号 T3360001008565			

(1/2) 計 12 月分

9,060 円 ÷ 2 = 4,530

¥4,530

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。 下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部 727	料金年月分	
ご使用場所	エクセルビル 207	R 8年 1月分	
電気番号	24038 - 102 -1-5	振替日	1月28日
契約種別	従量電灯	領収金額	11,715円
検針日	1月19日	料 金	10,398円
算定期間	12月15日～ 1月18日	再エネ賦課金	1,317円
金融機関	沖縄海邦銀行	内清算金額	
預金口座	普通預金	契約超過金	
口座名義	島袋 大 様	賦	
※消費税等相当額は再掲です。		消費税 10%※	1,065円
<料金内訳>			
<使用量>	331kWh		
使用量合計			
<基本料金>	643.05		
常 時			
<使用料金>	14134.52		
電力量料金			
燃料費等調整額	-4379.04		
課税対象額 10% (再掲)		11,715 円	
課税対象外 (再掲)		0 円	
(参考) 託送料金相当額 (再掲)		4,197 円	
印紙税申告納 付につき北那覇 税務署承認済			

沖縄電力株式会社
登録番号 T3360001008565

(1/2) 計上 1 月分

政務以外の使用があったので日割り計上

$$11,715 \text{ 円} \div 2 = 5,857 \quad 5,857 \times 26/31 = 4,912$$

¥4,912 充当

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書兼領収証

令和 7年 5月12日 発行

水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 7年 6月10日
登録番号	T6800020003210

〒 901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

使用期間	令和 7年 3月26日から 令和 7年 4月25日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 7年 4月分
使用水量	2 m ³
水道料金	1,320 円
下水道使用料	462 円
合計金額	1,782 円
内消費税額	税率10% 162 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市水道事業
豊見城市長
上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

この領収証は換日の
紛争をさけるため7年
間有効です。

※料金を訂正したもの、
領収日付印のないもの
は無効です。

収納代行 DSK電算システム

△豊見城市水道事業 (収入印紙不要)(お客様保存)

領収日付印

07369
25.5.26
25.5.26

4 月分 日割り

(3/26~4/25)

$$1,782 \times 25/31 \times 1/2 = 718$$

上下水道料金窓口納付領収証 (お客様控え)

登録番号:T6800020003210 令和 7年 8月 6日 発行

水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 7年 8月 6日
〒	901-0205
根差部727番地	
エクセルビル207	
島袋 大	

設け場所 根差部727番地

使用期間	令和 7年 4月25日から 令和 7年 5月27日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 7年 5月分
使用水量	2 m ³
水道料金	1,320 円
下水道使用料	462 円
合計金額	1,782 円
内消費税額	税率10% 162 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長
△豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 FAX 098-850-2670
沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1[3F]

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

収納代行 DSK電算システム

△豊見城市水道事業 (収入印紙不要)(お客様控え)

領収日付印

25.5.26
25.8.06

5 月分

$$1,782 \text{ 円} \div 2 = 891$$

督促料 100 円計上せず

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 7年 7月10日 発行

水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 7年 8月12日
登録番号	T6800020003210

〒 901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

使用期間	令和 7年 5月27日から 令和 7年 6月26日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 7年 6月分
使用水量	3 m ³
水道料金	1,760円
下水道使用料	528円
合計金額	2,288円
内消費税額	税率10% 208円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市水道事業
豊見城市長 

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争を避けるため7年間保存してください。

※料金を訂正したもので、領収日付印のないものは無効です。

収納代行 DSK電算システム

07369
収 25,804
日 25.8.04
豊見城市水道事業

△ 豊見城市水道事業 (収入印紙不要)(お客様保存)

6 月分

$2,288 \text{ 円} \div 2 = 1,144$

上下水道料金納付書兼領収証
令和 7年 8月12日 発行

水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 7年 9月10日
登録番号	T6800020003210

〒 901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

使用期間	令和 7年 6月26日から 令和 7年 7月28日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 7年 7月分
使用水量	4 m ³
水道料金	1,760円
下水道使用料	594円
合計金額	2,354円
内消費税額	税率10% 214円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市水道事業
豊見城市長 

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争を避けるため7年間保存してください。

※料金を訂正したもので、領収日付印のないものは無効です。

収納代行 DSK電算システム

領 収 日 付 印
25.8.21
豊見城市水道事業

△ 豊見城市水道事業 (収入印紙不要)(お客様保存)

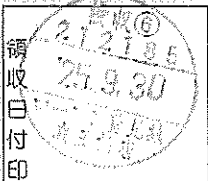
7 月分

$2,354 \text{ 円} \div 2 = 1,177$

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書兼領収証	
令和 7年 9月10日 発行	
水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 7年10月10日
登録番号	T6800020003210
〒 901-0205 根差部727番地 エクセルビル207 島袋 大 様	
使用期間	令和 7年 7月28日から 令和 7年 8月29日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 7年 8月分
使用水量	2 m ³
水道料金	1,760円
下水道使用料	462円
合計金額	2,222円
内消費税額	税率10% 202円
上記の金額を納付してください。(消費税含)	
豊見城市水道事業 豊見城市長 	
上記のとおり領収しました。 豊見城市水道事業企業出納員	
※この領収証は後日の紛争をさけるため7年間保存してください。	
※料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。	
収納代行 DSK電算システム	
領収日付印 	
△ 豊見城市水道事業 (収入印紙不要)(お客様保存)	

8月分

$$2,222 \text{ 円} \div 2 = 1,111$$

上下水道料金納付書兼領収証	
令和 7年10月10日 発行	
水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 7年11月10日
登録番号	T6800020003210
〒 901-0205 根差部727番地 エクセルビル207 島袋 大 様	
使用期間	令和 7年 8月29日から 令和 7年 9月27日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 7年 9月分
使用水量	2 m ³
水道料金	1,760円
下水道使用料	462円
合計金額	2,222円
内消費税額	税率10% 202円
上記の金額を納付してください。(消費税含)	
豊見城市水道事業 豊見城市長 	
上記のとおり領収しました。 豊見城市水道事業企業出納員	
※この領収証は後日の紛争をさけるため7年間保存してください。	
※料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。	
収納代行 DSK電算システム	
領収日付印 	
△ 豊見城市水道事業 (収入印紙不要)(お客様保存)	

9月分

$$2,222 \text{ 円} \div 2 = 1,111$$

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書兼領収証

令和 7年11月10日 発行

水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 7年12月10日
登録番号	T6800020003210

〒 901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

使用期間	令和 7年 9月27日から 令和 7年10月29日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 7年10月分
使用水量	1 m ³
水道料金	1,760 円
下水道使用料	396 円
合計金額	2,156 円
内消費税額	税率10% 196 円

上記の金額を納付してください。(消費税別)

豊見城市水道事業
豊見城市長
上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の
紛争をさけるため7年
間保存してください。

※料金を訂正したものの
領収日付印のないものは
無効です。

収納代行 DSK電算システム

豊見城市水道事業 (収入印紙不要) (お客様保存)

212135
25.12.03
日ノ本豊見城
島五橋店
印

10 月分

$$2,156 \text{ 円} \div 2 = \text{¥}1,078$$

上下水道料金窓口納付領収証 (お客様控え)

登録番号:T6800020003210 令和 8年 1月20日 発行

水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 8年 1月20日
〒	901-0205
根差部727番地 エクセルビル207 島袋 大 様	

設置場所 根差部727番地

使用期間	令和 7年10月29日から 令和 7年11月29日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 7年11月分
使用水量	2 m ³
水道料金	1,760 円
下水道料金	462 円
合計金額	2,222 円
内消費税額	10%対象 2,222円(内税 202円) 円

上記の金額を納付してください。(消費税別)

豊見城市長
△豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 FAX 098-850-2670
沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地(3F)

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

収納代行 DSK電算システム

領収日付印
収入印紙不要

※この領収証は後日の紛争をさけるため7年間保存してください。
※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。

11 月分

$$2,222 \text{ 円} \div 2 = \text{¥}1,111$$

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 8年 1月13日 発行

水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 8年 2月10日
登録番号	T6800020003210

〒 901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

使用期間	令和 7年11月29日から 令和 7年12月29日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 7年12月分
使用水量	2 m ³
水道料金	1,760 円
下水道使用料	462 円
合計金額	2,222 円
内消費税額	税率10% 202 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)
豊見城市水道事業 豊見城市長 印
上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争を避けるため7年間保存してください。
※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。
収納代行 DSK電算システム

領収日付印
26.1.20

豊見城市水道事業 (収入印紙不要)(お客様保存)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 8年 2月10日 発行

水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 8年 3月10日
登録番号	T6800020003210

〒 901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

使用期間	令和 7年12月29日から 令和 8年 1月23日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 8年 1月分
使用水量	6 m ³
水道料金	1,760 円
下水道使用料	726 円
合計金額	2,486 円
内消費税額	税率10% 226 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)
豊見城市水道事業 豊見城市長 印
上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争を避けるため7年間保存してください。
※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。
収納代行 DSK電算システム

領収日付印
26.2.27

豊見城市水道事業 (収入印紙不要)(お客様保存)

政務外使用があったので日割り計上

12月分

$$2,222 \text{ 円} \div 2 = \text{¥}1,111$$

1月分

$$2,486 \text{ 円} \div 2 = \text{¥}1,243$$

$$1,243 \times 26/31 = \text{¥}1,042$$

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 8年 3月10日 発行

水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 8年 4月10日
登録番号	T6800020003210

〒 901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

使用期間	令和 8年 1月23日から 令和 8年 2月24日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 8年 2月分
使用水量	5 m ³
水道料金	1,760 円
下水道使用料	660 円
合計金額	2,420 円
内消費税額	税率10% 220 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)
豊見城市水道事業
豊見城市長 豊見城市長印
上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争を避けるため7年間保存してください。
※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。
収納代行 DSK電算システム 印/豊見城市水道事業
収入印紙 2,420 円

△ 豊見城市水道事業 (収入印紙不要)(お客様保存)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 8年 4月10日 発行

水栓番号	35-0546-008
納付期限	令和 8年 5月11日
登録番号	T6800020003210

〒 901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

使用期間	令和 8年 2月24日から 令和 8年 3月28日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 8年 3月分
使用水量	3 m ³
水道料金	1,760 円
下水道使用料	528 円
合計金額	2,288 円
内消費税額	税率10% 208 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)
豊見城市水道事業
豊見城市長 豊見城市長印
上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争を避けるため7年間保存してください。
※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。
収納代行 DSK電算システム 印/豊見城市水道事業
収入印紙 2,288 円

△ 豊見城市水道事業 (収入印紙不要)(お客様保存)

政務外使用があったので日割り計上

2 月 分

$$2,420 \text{ 円} \div 2 = \text{¥}1,210$$

$$1,210 \times 20/28 = \text{¥}864$$

3 月 分

$$2,288 \text{ 円} \div 2 = \text{¥}1,144$$

統一様式－②

事務所概要申告票

議員名 島袋 大

1. 物件の所在

住所	豊見城市字根差部727 エクセルビル207号	
電話番号	098－850－1692	

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☒ 専用事務所
☒ 賃借事務所
・賃貸借契約先 [和興住宅]
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

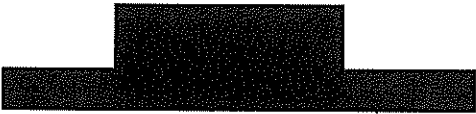
島袋 大



賃貸人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 島袋 大

1. 事務所の状況

住所	豊見城市字根差部727 エルビル207号
----	----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	1/2
------	-----

充当割合の説明：

- ◎自由民主党沖縄県豊見城市区第二支部事務所としても使用している為。
 ◎125,000円の月額家賃の中のチリ処理代(1,000円)差し引く。
 124,000円(1/2)充当割合62,000円

(関係経費)

家賃(月額)	120,000 円
その他	収益費 4,000 円
	チリ処理代 1,000 円

(充当額)

家賃(月額)	60,000 円
その他	収益費 2,000 円
	チリ処理代 0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

島袋 大



事業用賃貸借契約期間 自動更新に関する合意書

貸主 比嘉 豊（以下「甲」という。）と借主 島袋 大（以下「乙」という。）は、
甲乙間で 平成 23 年（西暦 2011 年）4 月 1 日に締結した事業用賃貸借契約
（以下「本契約」という。）について、契約満了後の取扱いに関し、下記のとおり合意した。

第 1 条（自動更新）

本契約の契約期間満了後、甲または乙のいずれかが、
契約期間満了日の 2 か月前までに書面により更新を拒絶する意思表示を
相手方に通知しない限り、本契約は同一条件にてさらに 2 年間更新されるものとする。
以後も同様とする。

第 2 条（その他）

本合意書に定めのない事項については、本契約の定めによるものとする。

以上、本合意を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ、
各 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

【甲】貸主

住所：

氏名：

【乙】借主

住所：

氏名：

（管理会社） 沖縄県那覇市宇字栄原950-101号

和 興 住 宅

代表者 平 良 清 助

TEL(098)857-7220 FAX(098)857-7999

事業用貸借契約書

店 舗 用

契約期間

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

物件名 エクセルビル (207号)

賃貸人

賃借人 島袋 大

沖縄県知事免許 (8) 第 2698 号

和興住宅

〒901-0153 那覇市字宇栄原950 平良アパート101

電 話 098-857-7220 FAX 098-857-7999

事業用賃貸借契約書

貸主 （以下「甲」という。）と借主 島袋 大（以下「乙」という。）はこの契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	エ ク セ ル ビ ル 2階 207号室		
	所 在 地	沖縄県豊見城市字根差部727番地		
	構 造	鉄骨コンクリート造/陸屋根/6階建		
	種 類	事務所店舗	新築年月	平成5年 3月
	面 積	36坪		

附属施設	駐車場	含む	1台無料 2台目から有料
	車庫証明	含む	車庫証明可能（有料）
	自転車置場	含まない	
	物置	含まない	
	専用庭	含まない	

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

令和4年 4月 1日 ～ 令和6年 3月 31日まで（2年間）

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額120,000円	共益費	月額4,000円	チリ処理代	月額1,000円
敷 金	金額240,000円 (賃料2ヵ月)	礼 金	金額120,000円 (賃料1ヵ月)	事務手数料	金10,000円
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No.	[REDACTED]		[REDACTED]	
	本 数	3本		1本	
賃料等の支払時期		当月分を毎月 5 日に(口座引落)			
賃料等の 支払方法	振 込	沖縄銀行 [REDACTED] 名義人 [REDACTED]			
	持 参	持参先 和興住宅 那覇市宇字栄原950番地 タイラアパート101号			

※ 振込の際の手数料は賃借人の負担とする。

頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	島 塚 大	
	(自 宅) TEL	[REDACTED]	
	(勤め先) TEL	098-866-2754 (会社名・部署名) 沖縄県議会	
	(携 帯) TEL	[REDACTED]	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	[REDACTED]		
	住所	[REDACTED]		
管 理 業 者	和興住宅			
所 在 地	那覇市宇字栄原950番地 タイラアパート101号 TEL098(857)7220			

頭書(7) 更新に関する事項

本契約は、契約締結日から2年間有効とする。但し、契約期間満了の2ヶ月前までに甲乙から異論がない場合には、本契約と同一条件でさらに2年間更新されるものとし、その後も同様とする。
--

頭書(8) 特約事項

- 1 退去の際、賃借人(乙)は本物件を速やかに原状回復し、賃貸人(甲)に引き渡すものとする。
尚、ハウスクリーニング、故意的汚損、破損の補修費は、賃借人の負担とする。
- 2 本契約が解約解除し、引渡しの際、造作買取請求権を放棄して原状に戻し返還する事、但し
賃借人の所有物が本物件内に放置された場合は、所有権を放棄したとみなし、処分しても異議
の申し立てはしない、その費用は、賃借人の自費とし請求するものとする。
- 3 甲が建物の老朽等により新築、改築を行う時、予め六ヶ月前に乙に通知し、契約を解除する事ができる。
乙は、明渡しをするに際し、其の事由や名目の何ら係わらず、移転料、立退き料等の請求を一切放棄する。
- 4 近隣住民に迷惑をかけたり、警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき等、本契約を継続する
事が困難であると認められるに至った時は、本契約を解除する事が出来る。
- 5 本契約を第三者に転貸及びその権利を譲渡した時、又不正な行為によって入居した時は、契約解除
する事が出来る。
- 6 駐車場利用を1台無料とし2台目から有料とする。又、全面道路側駐車場を使用禁止とする。
- 7 本物件の駐車場敷地は、土地賃貸借契約で賃借している敷地の為返還された場合、駐車場が制限される
場合があります。
- 8 契約締結時には、総合保険及び保証協会に加入していただき、契約満了後も契約更新すること

借主

島袋大



* 電気、水道、ガス等に関するお問合せ (引越し時の精算等) は下記へ、

電気 沖縄電力営業所

電話 9 9 3 - 7 7 7 7

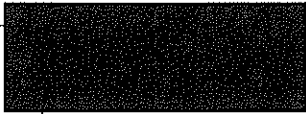
水道 豊見城市上下水道

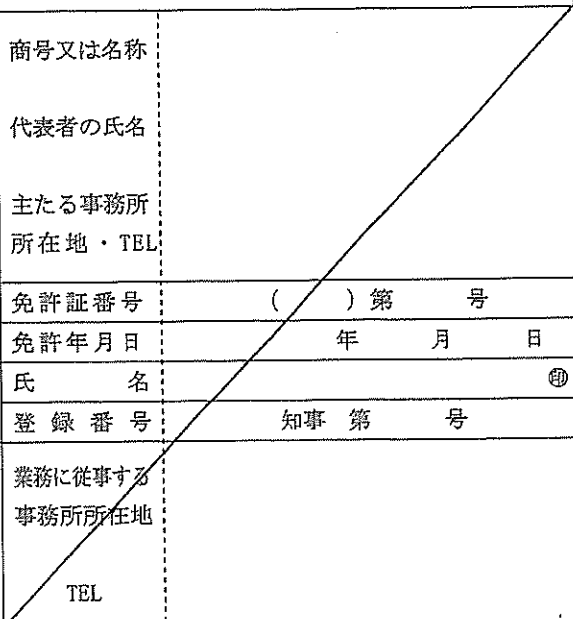
電話 8 5 0 - 0 0 2 6

事務所費

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月 日

甲・貸主	氏名		TEL	098-857-7220 (和興住宅)
	住所	沖縄県豊見城市宇根差部727		
乙・借主	氏名	島袋 大	TEL	
	住所	豊見城市 		
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
保証機関	沖縄県那覇市宇天久905番地 全保連株式会社 TEL (098) 866-4901			

	A		B		
宅地建物取引業者	商号又は名称	和興住 	商号又は名称		
	代表者の氏名	平良清 	代表者の氏名		
	主たる事務所所在地・TEL	沖縄県那覇市宇栄原950番地 タイラアパート 101号 TEL 098-857-7220	主たる事務所所在地・TEL		
	免許証番号	沖縄県知事(8)第2698号	免許証番号		() 第 号
	免許年月日	令和4年12月2日 	免許年月日		年 月 日
説明をする宅地建物取引主(借主)	氏名	平良清助 	氏名		
	登録番号	(沖縄)第004134号	登録番号	知事第 号	
	業務に従事する事務所所在地 TEL	沖縄県那覇市宇栄原950番地 タイラアパート 101号 TEL 098-857-7220	業務に従事する事務所所在地 TEL		

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、家賃が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、家賃が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、家賃が不相当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。

4 敷金は全額返還とし乙が本物件を退去後、立会検査、修繕見積後とする。但し30日以内とする。尚、乙の退去後、1年以内に解約清算金を受取りにこなかった場合、その権利を放棄したものとみなす。

5 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(期間違約損害金)

第7条 本契約期間未済に退去する場合は、頭書(4)の賃料1ヶ月分に当たる額を、期間違約損害金として支払わなければならない。

(駐車場及び車庫証明)

第8条 乙は、駐車場を利用する場合、頭書(4)の料金を毎月支払い自らの責任で駐車場所、車両の管理を行い甲及び管理人の指定する位置に、甲又は、管理人の承諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。

2 駐車場内に於いて天災地変、盗難、その他の事故による損害については、甲及び管理人は一切の賠償の責任を負わないものとする。

3 駐車場における盗難又は事故、管理等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。

4 頭書(1)で車庫証明付きの場合、1台に対し証明代(30,000円)保証金(20,000円)甲又は管理人に支払わなければならない。但し、本契約解約に際し、本物件の車庫証明抹消手続きが終了したのを確認した上で、甲又は管理人は乙へ無利息で保証金(20,000円)を下記の6条にしたがい返還する。

5 乙は甲に対して証明代、事務手数料を支払い甲又は管理人はこれを承諾した。本金員は甲又は管理人の所得としいかなる場合にも返還しないものとする。

6 乙は、退去後1ヶ月以内に車庫証明の抹消・移動後、抹消時の書類、又は移動先の車庫証明の複写を提示した後、返還するものとする。車庫証明抹消をなさないまま退去された場合には、甲又は管理人は原則として保証金(20,000円)を返還しないものとする。

(禁止又は制限される行為)

- 第 9 条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸、担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
- 3 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
 - 四 本物件の全部又は一部につき、暴力団員に本物件の使用、賃借権の譲渡又は担保の用に供すること。
- 5 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

- 第 10 条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙の入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第 11 条 甲は、本項第一号から第二号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - 二 その他費用が軽微な修繕。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第 1 項第一号から第二号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第 12 条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、本契約を解除することができる。ただし、乙が第 1 号及び第 2 号に該当する場合には、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないことを要する。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを 2 ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 三 銀行取引の停止
 - 四 破産手続きの開始
 - 五 会社整理手続きの開始
 - 六 民事再生手続きの開始
 - 七 会社更生手続きの開始
 - 八 特別清算手続きの開始
 - 九 本契約の外部に看板、その他工作物を承諾なしに取り付けたとき。
 - 十 環境の秩序を破壊する行為を行ったり、15 日以上行方不明となり防火、盗難予防、家屋保存管理等に支障がある場合。
 - 十一 反社会的と認められる団体（暴力団、過激な政治活動集団等）の構成員、準構成員と判明したとき。
 - 十二 警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を頭書(2)記載の目的以外の用に供したとき。

- 二 第9条のいずれかの規定に違反したとき。
- 三 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実が重大な虚偽であったことが判明したとき。
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

(暴力団等の排除)

- 第13条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができ乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。
- 2 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
 - 3 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名所、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。
 - 4 本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。
 - 5 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤、鉄砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。
 - 6 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度言動によって他の入居者、近隣住民等に不安感や迷惑を与えたとき。

(乙からの解約)

- 第14条 乙は、甲に対して2ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヵ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。
 - 3 本契約の解約の際、乙は甲に対し移転料、造作買取請求、必要費有益費、償還請求、その他を要求してはならない。

(契約の消滅等)

- 第15条 都市計画等による建物が収用される場合、または天災地変、火災、火災等の為、家屋が消滅した場合には、本契約は自然消滅するものとする。
- 2 前項にいう場合、また盗難その他当事者に帰すべきでない事由によって蒙った双方の損害に対しては各相手方はその責を負わないものとする。但し、火災の場合に、失火者に故意若しくは重過失のあるときは、その損害を賠償しなければならない。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第16条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
 - 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむをえない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
 - 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引き渡し当初の原状に戻さなければならない。
 - 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(損害保険の加入)

- 第17条 乙は、契約期間は賠償責任特約付のテナント総合保険に加入しなければならない。

(立入り)

- 第18条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第 19 条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第 20 条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 長期に休業するとき。
- 二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 三 連帯保証人の死亡又は解散。
- 四 本物件内の模様替え並びに造作及び諸設備を新設・撤去・変更する場合、電話架設・電気・水道等の配線配管等その他の変更をする場合。
- 五 乙の連絡先(携帯番号等)が変更になったとき。

(延滞損害金)

第 21 条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(機関保証及び連帯保証人)

第 22 条 本契約は、全保連株式会社が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。

- 2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きを採らなければならない。
- 3 連帯保証人は、本契約各条項を承諾の上、乙が甲に対する本契約に係る一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負うものとする。又、本契約の更新がなされた後も引き続き連帯保証人として、その責を負うものとする。
- 4 連帯保証人が死亡・破産・住所不明又は解散した時、乙は直ちにその旨を甲に通知し、連帯保証人の変更又は追加をしなければならない。その他甲に於いて必要と認める時にも乙は連帯保証人を変更又は追加しなければならない。
- 5 乙が行方不明等により連絡がとれない場合は、連帯保証人にすべてを一任したもののみなし、連帯保証人は乙に代わり全ての処置を行わなければならない。

(免責)

第 23 条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第 24 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第 25 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第 26 条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

統一様式－①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/9	固定電話(4月分)	4,074 ✓	1/2	2,037 ✓
5/26	固定電話(5月分)	4,353 ✓	1/2	2,176 ✓
7/11	固定電話(6月分)	3,991 ✓	1/2	1,995 ✓
8/4	固定電話(7月分)	4,062 ✓	1/2	2,031 ✓
8/21	固定電話(8月分)	4,010 ✓	1/2	2,005 ✓
9/30	固定電話(9月分)	4,028 ✓	1/2	2,014 ✓
10/30	固定電話(10月分)	4,125 ✓	1/2	2,062 ✓
12/3	固定電話(11月分)	3,940 ✓	1/2	1,970 ✓
1/20	固定電話(12月分)	4,160 ✓	1/2	2,080 ✓
2/27	固定電話(1月分)	4,406 ✓	その他	1,847 ✓
3/10	固定電話(2月分)	4,231 ✓	その他	1,510 ✓
4/9	固定電話(3月分)	4,387 ✓	1/2	2,193 ✓
4/9	携帯電話(4月分)	13,846 ✓	1/2	6,923 ✓
5/10	携帯電話(5月分)	13,876 ✓	1/2	6,938 ✓
6/9	携帯電話(6月分)	13,862 ✓	1/2	6,931 ✓
7/9	携帯電話(7月分)	13,866 ✓	1/2	6,933 ✓
8/7	携帯電話(8月分)	13,870 ✓	1/2	6,935 ✓
9/9	携帯電話(9月分)	17,918 ✓	1/2	8,959 ✓
10/9	携帯電話(10月分)	14,328 ✓	1/2	7,164 ✓
11/7	携帯電話(11月分)	13,722 ✓	1/2	6,861 ✓
12/9	携帯電話(12月分)	13,765 ✓	1/2	6,882 ✓
1/10	携帯電話(1月分)	13,748 ✓	1/2	6,874 ✓
2/9	携帯電話(2月分)	13,721 ✓	1/2	6,860 ✓
3/9	携帯電話(3月分)	13,721 ✓	1/2	6,860 ✓
事務費 充当合計				109,040 ✓

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/30	コピーカウント代(4月分)	3,410	1/2	1,705
5/31	コピーカウント代(5月分)	3,410	1/2	1,705
6/30	コピーカウント代(6月分)	4,677	その他	1,705
7/31	コピーカウント代(7月分)	4,939	その他	1,705
8/30	コピーカウント代(8月分)	3,410	1/2	1,705
9/30	コピーカウント代(9月分)	3,410	1/2	1,705
10/31	コピーカウント代(10月分)	3,410	1/2	1,705
11/28	コピーカウント代(11月分)	6,010	その他	1,705
12/26	コピーカウント代(12月分)	3,410	1/2	1,705
1/30	コピーカウント代(1月分)	3,410	1/2	1,705
2/27	コピーカウント代(2月分)	6,597	その他	1,705
3/31	コピーカウント代(3月分)	3,410	1/2	1,705
毎月払	リコージャパンネットリース代(4月分～3月分)	125,400	その他	60,364
毎月払	リコージャパンネットプロバイダー代(4月分～3月分)	10,884	その他	10,479
4/28	NHK受信料(4月分・5月分)	1,930	1/2	965
6/26	NHK受信料(6月分・7月分)	1,930	1/2	965
8/26	NHK受信料(8月分・9月分)	1,930	1/2	965
10/27	NHK受信料(10月分・11月分)	1,930	1/2	965
12/26	NHK受信料(12月分・1月分)	1,930	1/2	965
2/26	NHK受信料(2月分・3月分)	1,930	1/2	965
充当合計				206,133

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(固定電話)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
4908-0365-91930

2025年 4月ご請求分
金額(円)
¥4,074-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
25.5.09

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

4 月分

(1/2) ¥2,037

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
4908-0365-91930

2025年 5月ご請求分
金額(円)
¥4,353-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
25.5.23

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

5 月分

(1/2) ¥2,176

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
4908-0365-91930

2025年 6月ご請求分
金額(円)
¥3,991-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
25.7.11

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

6 月分

(1/2) ¥1,995

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(固定電話)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
4908-0365-91930

2025年 7月ご請求分
金額(円)
¥4,062-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

07369 印
25.8.04
NTTファイナンス株式会社

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
4908-0365-91930

2025年 8月ご請求分
金額(円)
¥4,010-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 印
25.8.21
NTTファイナンス株式会社

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
4908-0365-91930

2025年 9月ご請求分
金額(円)
¥4,028-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 印
25.9.30
NTTファイナンス株式会社

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

7 月 分

(1/2) ¥2,031

8 月 分

(1/2) ¥2,005

9 月 分

(1/2) ¥2,014

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(固定電話)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
4908-0365-91930

2025年10月ご請求分
金額(円)
¥4,125-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
25.10.30
ローソン豊見城
真玉橋店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

10 月分

(1/2) ¥2,062

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
4908-0365-91930

2025年11月ご請求分
金額(円)
¥3,940-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
25.12.03
ローソン豊見城
真玉橋店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

11 月分

(1/2) ¥1,970

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
4908-0365-91930

2025年12月ご請求分
金額(円)
¥4,160-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
26.1.20
ローソン豊見城
真玉橋店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

12 月

(1/2) ¥2,080

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(固定電話)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合、左欄2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをいください。

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
4908-0365-91930

2026年 1月ご請求分

金額(円)
¥4,406-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 212185
26.2.27
ローソン豊見城
真玉橋店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

1 月 分

日割 ¥1,847

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合、左欄2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをいください。

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
4908-0365-91930

2026年 2月ご請求分

金額(円)
¥4,231-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 212185
26.3.10
ローソン豊見城
真玉橋店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

2 月 分

日割 ¥1,510

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合、左欄2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをいください。

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
4908-0365-91930

2026年 3月ご請求分

金額(円)
¥4,387-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 212185
26.4.09
ローソン豊見城
真玉橋店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

3 月

(1/2) ¥2,193

1 月分・2 月分は政務外使用があったので日割り計上します。

1 月分 2,203 円 × 26/31 = ¥1,847

2 月分 2,115 円 × 20/28 = ¥1,510

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(携帯電話)

web発行

〒901-
豊見城市

島袋 大

様

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等 090-8764-6575

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2025年 4月分 (1/2) ¥6,923 / 13,846円		2025年 4月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 5月分 (1/2) ¥6,938 / 13,876円		2025年 5月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 6月分 (1/2) ¥6,931 / 13,862円		2025年 6月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 7月分 (1/2) ¥6,933 / 13,866円		2025年 7月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 8月分 (1/2) ¥6,935 / 13,870円		2025年 8月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年 9月分 (1/2) ¥8,959 / 17,918円		2025年 9月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	¥43,619 / 87,238円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご利用金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2025年 9月30日

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(携帯電話)

web発行

〒901-
豊見城市

島袋 大

様

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等 090-8764-6575

年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2025年10月分(1/2)	¥7,164 / 14,328円	2025年10月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年11月分(1/2)	¥6,861 / 13,722円	2025年11月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2025年12月分(1/2)	¥6,882 / 13,765円	2025年12月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2026年 1月分(1/2)	¥6,874 / 13,748円	2026年 1月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2026年 2月分(1/2)	¥6,860 / 13,721円	2026年 2月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2026年 3月分(1/2)	¥6,860 / 13,721円	2026年 3月 9日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	¥41,501 / 83,005円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
- ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
- ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2026年 4月14日

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 7 年 4 月 30 日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 4 1 0 -

有限会社 メイト

但し 4 月分パフォーマンスチャージ料金として

代表取締役 比嘉

上記の金額正に領収いたしました

4 月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 7 年 5 月 31 日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 4 1 0 -

有限会社 メイト

但し 5 月分パフォーマンスチャージ料金として

代表取締役 比嘉

上記の金額正に領収いたしました

5 月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 7 年 6 月 30 日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 4, 6 7 7 -

有限会社 メイト

但し 6 月分パフォーマンスチャージ料金として

代表取締役 比嘉 阿

上記の金額正に領収いたしました

6 月分政務以外の活動で使用料が増えたので、毎月額に合わせます。

6 月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 7年 7月 31日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 4, 939 -

有限会社 メイト

但し 7月分パフォーマンスチャージ料金として

代表取締役 比嘉

上記の金額正に領収いたしました

7月分政務以外の活動で使用料が増えたので、毎月額に合わせます。

7月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 7 年 8 月 30 日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 4 1 0 -

有限会社 メイト

代表取締役 比嘉

但し 8月分パフォーマンスチャージ料金として
上記の金額正に領収いたしました

8月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 7 年 9 月 30 日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 4 1 0 -

有限会社 メイト

但し 9 月分パフォーマンスチャージ料金として

代表取締役 比嘉 阿

上記の金額正に領収いたしました

9 月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

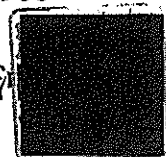
令和 7 年 10 月 31 日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 4 1 0 -

有限会社 メイト



代表取締役 比嘉 剛之

但し 10 月分パフォーマンスチャージ料金として

上記の金額正に領収いたしました

10 月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 7 年 11 月 28 日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 6, 0 1 0 -

有限会社 メイト

代表取締役 比嘉 剛之

但し 11 月分パフォーマンスチャージ料金として

上記の金額正に領収いたしました

11 月分 (1/2) ¥1,705

11 月分政務以外の活動で使用料が増えたので、毎月額に合わせます。

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 7 年 12 月 26 日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 4 1 0 -

有限会社 メイト



但し 12 月分パフォーマンスチャージ料金として

代表取締役 比嘉 剛之

上記の金額正に領収いたしました

12 月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 8 年 1 月 30 日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 4 1 0 -

有限会社 メイト



但し 1月分パフォーマンスチャージ料金として
上記の金額正に領収いたしました

代表取締役 比嘉 剛之

1 月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

[illegible]

2月分 (1/2) ￥1,705

2月分政務以外の活動で使用料が増えたので、毎月額に合わせます。

(コピーカウント代)

3月分 (1/2) ￥1,705

3月分 (1/2) ￥1,705

事務費

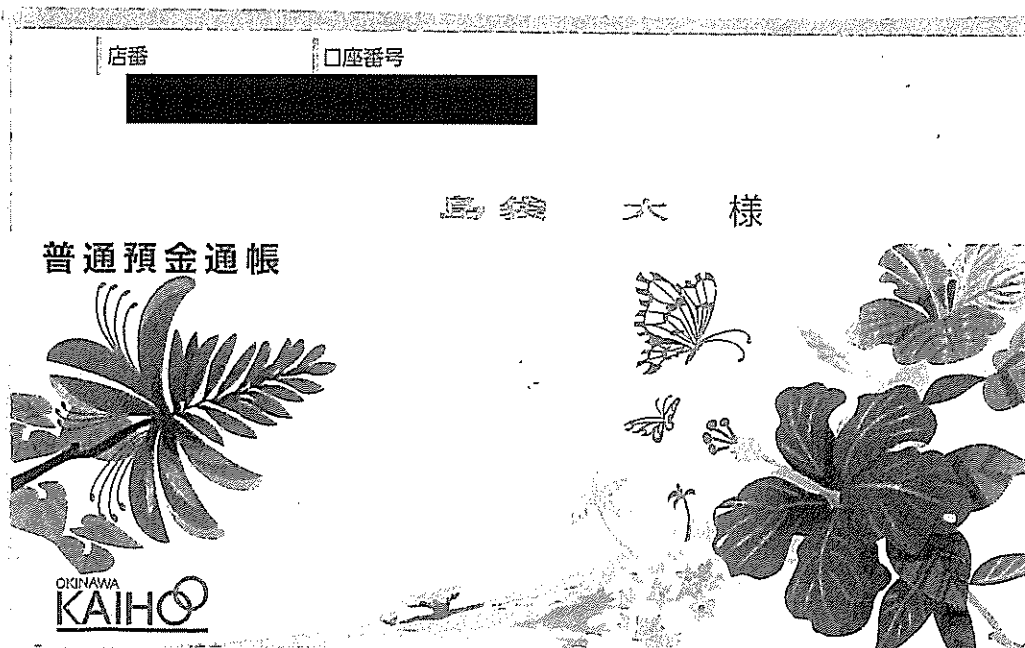
充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(リコージャパンネット リース代)

07-04-04	200	*10,450	リコ-リース (カ)	4月分
07-05-07	200	*10,450	リコ-リース (カ)	5月分
07-06-04	200	*10,450	リコ-リース (カ)	6月分
07-07-04	200	*10,450	リコ-リース (カ)	7月分
07-08-04	200	*10,450	リコ-リース (カ)	8月分
07-09-04	200	*10,450	リコ-リース (カ)	9月分

月額 10,450 円 (1/2) $5,225 \times 6$ か月 = 31,350

31,350 充当



事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(リコージャパンネット リース代)

22 07-10-06	200	*10,450	リコーリース (カ)	10月分
8 07-11-04	200	*10,450	リコーリース (カ)	11月分
16 07-12-04	200	*10,450	リコーリース (カ)	12月分
20 08-03-04	200	*10,450	リコーリース (カ)	3月分

月額 10,450 円 (1/2) $5,225 \times 4$ か月 = ¥20,900

23 08-01-05	200	*10,450	リコーリース (カ)	1月分
-------------	-----	---------	------------	-----

1月分、政務以外の使用があったので日割り計上

$5,225 \text{ 円} \times 26/31 = 4,382$ ★

7 08-02-04	200	*10,450	リコーリース (カ)	2月分
------------	-----	---------	------------	-----

2月分、政務以外の使用があったので日割り計上

$5,225 \text{ 円} \times 20/28 = ¥3,732$

¥ 29,014 充 当

店番	口座番号
島袋 大 様	
普通預金通帳	
	
OKINAWA KAIHO	

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(リコージャパンネット プロバイダー代)

07-04-21	200	*1,815RL)リコージャパン(カ	4月分
07-05-20	200	*1,815RL)リコージャパン(カ	5月分
07-06-20	200	*1,815RL)リコージャパン(カ	6月分
07-07-22	200	*1,815RL)リコージャパン(カ	7月分
07-08-20	200	*1,815RL)リコージャパン(カ	8月分
07-09-22	200	*1,815RL)リコージャパン(カ	9月分

月額 1,815 円 (1/2) 907 円 × 6 か月 = 5,442

5,442 充当



事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(リコージャパンネット・プロバイダー代)

3 07-10-20	200	*1,815RL)リコージャパン(カ	10月分
12 07-11-20	200	*1,815RL)リコージャパン(カ	11月分
19 07-12-22	200	*1,815RL)リコージャパン(カ	12月分
2 08-03-23	200	*1,815RL)リコージャパン(カ	3月分

月額 1,815 円 (1/2) $907 \times 4 \text{ か月} = \yen 3,628$

3 08-01-20	200	*1,815RL)リコージャパン(カ	1月分
------------	-----	--------------------	-----

1 月分、政務以外の使用があったので日割り計上

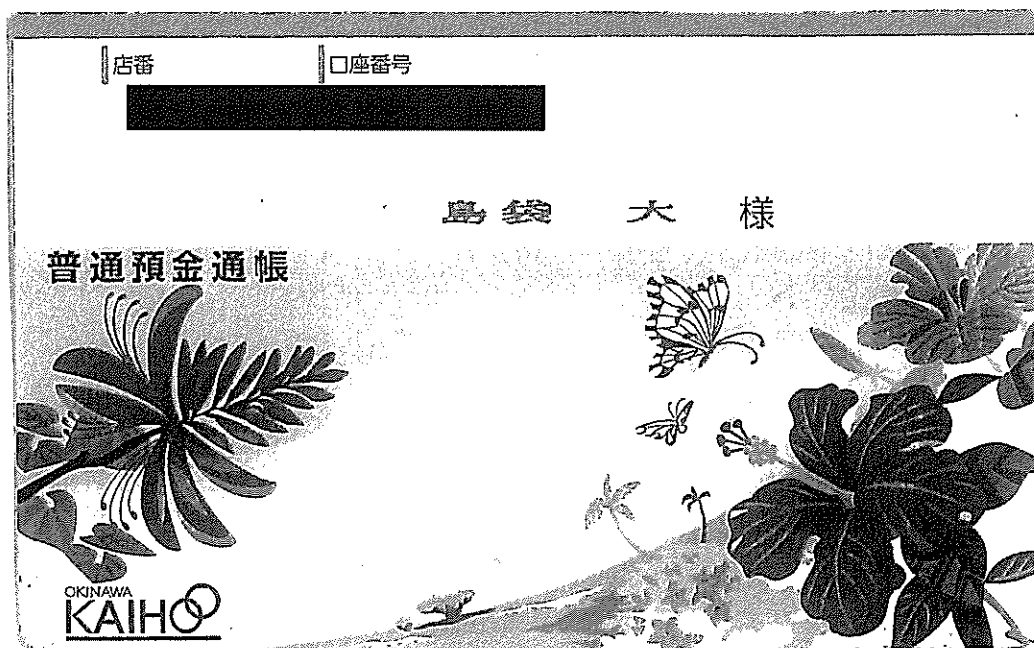
$907 \text{ 円} \times 26/31 = \yen 761$

13 08-02-20	200	*1,815RL)リコージャパン(カ	2月分
-------------	-----	--------------------	-----

2 月分、政務以外の使用があったので日割り計上

$907 \text{ 円} \times 20/28 = \yen 648$

$\yen 5,037$ 充当



事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(NHK受信料)

NHK 放送受信料領収証		
島袋 大 様		
お客様番号	振替日 令和 7年 4月28日	
領 収 金 額 (消費税を含みます)	お支払期間	
1,930 円	令和 7年 4月 ~ 令和 7年 5月	
	件数	
	地上契約 1	
取扱金融機関	次回振替予定日	
口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	令和 7年 6月26日	
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。		
日本放送協会 		
お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)		
受信料関係のお問い合わせ	0570-077-077	
転居等のお届け(フリーダイヤル)	0120-151515	
放送番組についてのご照会	098-865-3630	
転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。 https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/ (24時間いつでも簡単に手続きできます。)		
IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、 050-3786-5003をご利用ください。		
受信料のお支払いありがとうございました。		

4月・5月 ¥1,930

(1/2) 計上 ¥965

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(NHK受信料)

NHK 放送受信料領収証		
島袋 大 様		
お客様番号	振替日 令和 7年 6月26日	
領 収 金 額 (消費税を含みます)	お支払期間	
1,930 円	令和 7年 6月 ~ 令和 7年 7月	
	件数	
	地上契約 1	
取扱金融機関	次回振替予定日	
口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	令和 7年 8月26日	
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。		
日本放送協会 		
お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)		
受信料関係のお問い合わせ	0570-077-077	
転居等のお届け(フリーダイヤル)	0120-151515	
放送番組についてのご照会	098-865-3630	
転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。 https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/ (24時間いつでも簡単に手続きできます。)		
IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、 050-3786-5003をご利用ください。		
受信料のお支払いありがとうございました。		

6月・7月 ¥1,930

(1/2) 計上

¥965

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(NHK受信料)

NHK 放送受信料領収証		
島袋 大 様		
お客様番号		振替日 令和 7年 8月26日
領 収 金 額 (消費税を含みます)	お支払期間	
1,930 円	令和 7年 8月 ~ 令和 7年 9月	
	件数	
	地上契約 1	
取扱金融機関	次回振替予定日	
口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	令和 7年10月27日	
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。		
日本放送協会 		
お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)		
受信料関係のお問い合わせ	0570-077-077	
転居等のお届け(フリーダイヤル)	0120-151515	
放送番組についてのご照会	098-865-3630	
転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。 https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/ (24時間いつでも簡単に手続きできます。)		
IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、 050-3786-5003をご利用ください。		
受信料のお支払いありがとうございました。		

8月・9月 ¥1,930

(1/2) 計上

¥965

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(NHK受信料)

NHK 受信料領収証		
島袋 大 様		
お客様番号	振替日 令和 7 年 10 月 27 日	
領 収 金 額 (消費税を含みます)	お支払期間	
1,930 円	令和 7 年 10 月 ~ 令和 7 年 11 月	
	件数	
	地上契約 1	
取扱金融機関	次回振替予定日	
口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	令和 7 年 12 月 26 日	
上記受信料を口座振替により領収いたしました。		
日本放送協会		
お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。) 受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077 転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515 放送番組についてのご照会 098-865-3630 転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。 https://www.nhk-cs.jp (24時間いつでも簡単に手続きできます。) IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、 050-3786-5003をご利用ください。 受信料のお支払いありがとうございました。		

10・11 月分

(1/2) 1,930 円 ÷ 2 = 965

充当額 965 円

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(NHK受信料)

NHK 受信料領収証		
島袋 大 様		
お客様番号	振替日 令和 7 年 12 月 26 日	
領 収 金 額 (消費税を含みます) 1,930 円	お支払期間 令和 7 年 12 月 ~ 令和 8 年 1 月	
	件数 地上契約 1	
取扱金融機関 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください		次回振替予定日 令和 8 年 2 月 26 日
上記受信料を口座振替により領収いたしました。		
日本放送協会 		
お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。) 受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077 転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515 放送番組についてのご照会 098-865-3630 転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。 https://www.nhk-cs.jp (24時間いつでも簡単に手続きできます。) IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、 050-3786-5003をご利用ください。 受信料のお支払いありがとうございました。		

12・1 月分

(1/2) 1,930 円 ÷ 2 = 965

充当額 965 円

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(NHK受信料)

NHK 受信料領収証		
島袋 大 様		
お客様番号	振替日 令和 8 年 2 月 26 日	
領 収 金 額 (消費税を含みます)	お支払期間	
1,930 円	令和 8 年 2 月～令和 8 年 3 月	
	件数	
	地上契約 1	
取扱金融機関	次回振替予定日	
口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	令和 8 年 4 月 27 日	
上記受信料を口座振替により領収いたしました。		
日本放送協会 		
お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。) 受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077 転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515 放送番組についてのご照会 098-865-3630 転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。 https://www.nhk-cs.jp (24時間いつでも簡単に手続きできます。) IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、 050-3786-5003をご利用ください。 受信料のお支払いありがとうございました。		

2・3 月分

(1/2) 1,930 円 ÷ 2 = 965

充当額 965 円

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名 XXXXXXXXXX
住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

(令和7年度) 単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
5月8日	70,000		385	69,615		4月分
6月5日	70,000		385	69,615		5月分
7月8日	70,000		385	69,615		6月分
8月5日	70,000		385	69,615		7月分
9月5日	70,000		385	69,615		8月分
10月6日	70,000		385	69,615		9月分
11月4日	70,000		385	69,615		10月分
12月5日	70,000		385	69,615		11月分
1月5日	70,000		385	69,615		12月分
2月5日	70,000		385	69,615		1月分
3月5日	70,000		385	69,615		2月分
4月6日	70,000		385	69,615		3月分
合計	840,000		4,620	835,380		0

統一様式－④

令和 7 年度 雇用職員申告票

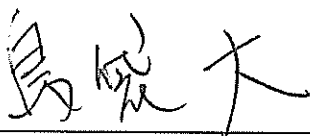
議員名 島袋 大

被雇用職員名		
議員との関係	☐ 議員の親族(続柄:)	☒ 議員の親族外
議員との生計	☐ 議員と生計同一	☒ 議員と生計別

令和7年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名  

住所 

雇用者 沖縄県議会議員  

勤務の実態を証する提出書類

☒ 出勤簿 ☐ タイムカード ☐ その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤 務 実 態 申 告 票

【議員名 島袋 大 】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随員（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 等	20%
	研修に係るもの ・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	10%
	広報広聴に係るもの ・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ ホームページの管理 ・ 広報紙の配付 等	20%
	要請陳情等に係るもの ・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成 等	10%
	会議に係るもの ・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	15%
	資料作成に係るもの ・ 打合せ資料の作成 ・ 議会質問で使用するパネルの作成 等	5%
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	20%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		

令和7年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

島袋 大

被雇用者

統一様式一⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	生年月日
住 所	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日
主な就業場所	豊見城市字根差部 395-2
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 10 時から 午後 4 時まで（昼食 1 時間）
休 日	土・日・祝・毎週水曜日
給与（賃金）	月給 70000 円（時給 円）
給与支払日	毎月月末〆切 翌日 5 日支払い
支払方法	直接払い 口座振替
備 考	病休・その他相談に応じる
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

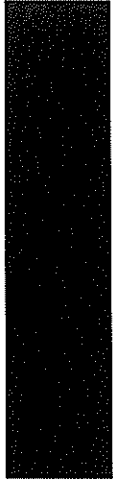
※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

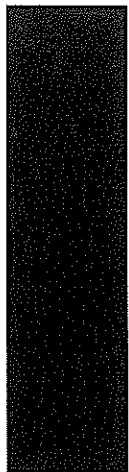
令和 7 年 4 月 1 日

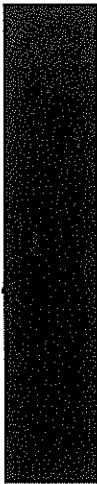
雇 用 者 氏名 島袋 大

被雇用者 氏名

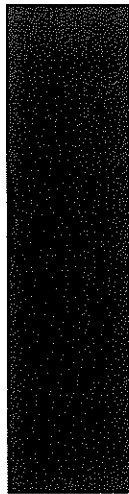
※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

6 月				5 月				4 月				No.
●	17 日	休	1 日	休	17 日	休	1 日	●	17 日	●	1 日	
休	18 日	●	2 日	休	18 日	休	2 日	●	18 日	休	2 日	
●	19 日	●	3 日	●	19 日	休	3 日	休	19 日	●	3 日	
●	20 日	休	4 日	●	20 日	休	4 日	休	20 日	●	4 日	
休	21 日	●	5 日	休	21 日	休	5 日	●	21 日	休	5 日	
休	22 日	休	6 日	●	22 日	休	6 日	●	22 日	休	6 日	
●	23 日	休	7 日	●	23 日	休	7 日	休	23 日	休	7 日	
休	24 日	休	8 日	休	24 日	●	8 日	●	24 日	●	8 日	
休	25 日	●	9 日	休	25 日	●	9 日	●	25 日	休	9 日	
●	26 日	休	10 日	●	26 日	休	10 日	休	26 日	●	10 日	
●	27 日	休	11 日	●	27 日	休	11 日	休	27 日	●	11 日	
休	28 日	●	12 日	休	28 日	●	12 日	休	28 日	休	12 日	
休	29 日	●	13 日	●	29 日	●	13 日	休	29 日	休	13 日	
●	30 日	休	14 日	●	30 日	休	14 日	休	30 日	●	14 日	
	31 日	休	15 日	休	31 日	●	15 日		31 日	●	15 日	
		●	16 日			●	16 日			休	16 日	
出勤 14 日				出勤 14 日				出勤 14 日				氏 名 
欠勤 16 日				欠勤 17 日				欠勤 16 日				
早退 日				早退 日				早退 日				
遅刻 日				遅刻 日				遅刻 日				

9 月				8 月				7 月				No.:
休	17 日	●	1 日	休	17 日	休	1 日	休	17 日	●	1 日	
●	18 日	●	2 日	●	18 日	休	2 日	●	18 日	休	2 日	
●	19 日	休	3 日	●	19 日	休	3 日	休	19 日	●	3 日	
休	20 日	休	4 日	休	20 日	●	4 日	休	20 日	●	4 日	
休	21 日	●	5 日	●	21 日	●	5 日	休	21 日	休	5 日	
休	22 日	休	6 日	●	22 日	休	6 日	●	22 日	休	6 日	
休	23 日	休	7 日	休	23 日	●	7 日	休	23 日	休	7 日	
休	24 日	●	8 日	休	24 日	●	8 日	●	24 日	●	8 日	
●	25 日	●	9 日	●	25 日	休	9 日	●	25 日	休	9 日	
●	26 日	休	10 日	●	26 日	休	10 日	休	26 日	●	10 日	
休	27 日	●	11 日	休	27 日	休	11 日	休	27 日	●	11 日	
休	28 日	●	12 日	●	28 日	休	12 日	●	28 日	休	12 日	
●	29 日	休	13 日	●	29 日	休	13 日	●	29 日	休	13 日	
●	30 日	休	14 日	休	30 日	●	14 日	休	30 日	●	14 日	
	31 日	休	15 日	休	31 日	●	15 日	休	31 日	●	15 日	
		●	16 日			休	16 日			休	16 日	
出勤 14 日				出勤 4 日				出勤 14 日				氏 名 
欠勤 16 日				欠勤 17 日				欠勤 17 日				
早退 日				早退 日				早退 日				
遅刻 日				遅刻 日				遅刻 日				

12 月				11 月				10 月				No.
休	17 日	●	1 日	●	17 日	休	1 日	●	17 日	休	1 日	
●	18 日	●	2 日	●	18 日	休	2 日	休	18 日	●	2 日	
休	19 日	休	3 日	休	19 日	休	3 日	休	19 日	●	3 日	
休	20 日	●	4 日	●	20 日	●	4 日	●	20 日	休	4 日	
休	21 日	●	5 日	●	21 日	休	5 日	●	21 日	休	5 日	
●	22 日	休	6 日	休	22 日	●	6 日	休	22 日	●	6 日	
休	23 日	休	7 日	休	23 日	●	7 日	●	23 日	●	7 日	
休	24 日	●	8 日	休	24 日	休	8 日	●	24 日	休	8 日	
休	25 日	●	9 日	●	25 日	休	9 日	休	25 日	●	9 日	
休	26 日	休	10 日	休	26 日	●	10 日	休	26 日	●	10 日	
休	27 日	●	11 日	●	27 日	●	11 日	休	27 日	休	11 日	
休	28 日	●	12 日	●	28 日	休	12 日	休	28 日	休	12 日	
●	29 日	休	13 日	休	29 日	●	13 日	休	29 日	休	13 日	
休	30 日	休	14 日	休	30 日	●	14 日	休	30 日	●	14 日	
休	31 日	●	15 日		31 日	休	15 日	●	31 日	休	15 日	
		●	16 日			休	16 日			●	16 日	
出勤 13 日				出勤 14 日				出勤 14 日				氏 名 
欠勤 18 日				欠勤 16 日				欠勤 17 日				
早退 日				早退 日				早退 日				
遅刻 日				遅刻 日				遅刻 日				

人 件 費

3 月				2 月				1 月				No.
●	17 日	休	1 日	●	17 日	休	1 日	休	17 日	休	1 日	
休	18 日	●	2 日	休	18 日	●	2 日	休	18 日	休	2 日	
●	19 日	●	3 日	●	19 日	●	3 日	●	19 日	休	3 日	
休	20 日	休	4 日	●	20 日	休	4 日	●	20 日	休	4 日	
休	21 日	●	5 日	休	21 日	●	5 日	休	21 日	●	5 日	
休	22 日	休	6 日	休	22 日	●	6 日	休	22 日	●	6 日	
●	23 日	休	7 日	休	23 日	休	7 日	●	23 日	休	7 日	
●	24 日	休	8 日	●	24 日	休	8 日	休	24 日	●	8 日	
休	25 日	●	9 日	休	25 日	●	9 日	休	25 日	●	9 日	
●	26 日	●	10 日	●	26 日	休	10 日	●	26 日	休	10 日	
休	27 日	休	11 日	休	27 日	休	11 日	休	27 日	休	11 日	
休	28 日	休	12 日	休	28 日	●	12 日	休	28 日	休	12 日	
休	29 日	●	13 日	休	29 日	●	13 日	●	29 日	●	13 日	
●	30 日	休	14 日	休	30 日	休	14 日	●	30 日	休	14 日	
休	31 日	休	15 日	休	31 日	休	15 日	休	31 日	●	15 日	
		●	16 日			●	16 日			●	16 日	
出勤 13 日				出勤 13 日				出勤 13 日				氏 名 
欠勤 18 日				欠勤 15 日				欠勤 18 日				
早退 日				早退 日				早退 日				
遅刻 日				遅刻 日				遅刻 日				

充当割合：政務活動費のみ全額充当

金庫玉

(納付者渡し)

¥10,096 充当

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっては、この表の(1)から(4)までを記入して下さい。OCR係への記入は上記の「標準字体」でお願います。

事業主控

人件費

下記のとおり申告します。

種別 000000 変更項目番号 00 雇人力徴収コード 00

年 月 日

あて先 〒 900-0006

那覇市
おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎3階

沖縄労働局

zs39iuko

労働保険特別会計歳入徴収官殿

①労働保険番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
47101037492-000					

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
01	111	9416	93

②増加年月日(元号:令和は9)

③事業廃止等年月日(元号:令和は9)

※事業廃止等理由

元月 1 年 1 月 1 日 項3

元月 1 年 1 月 1 日 項4

項5

④常時使用労働者数

⑤雇用保険被保険者数

※保険関係 ※片保険理由コード

十 万 千 百 十 人 項6

十 万 千 百 十 人 項7

項9 項10

①区分	算定期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで		
	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	(イ) 840 項11 千円	(イ) 1000分の 18.50	(イ) 15540 項12 円
労災保険分	(ロ) 3.00 項13 千円	(ロ) 1000分の 3.00	(ロ) 項14 円
雇用保険分	(ホ) 15.50 項15 千円	(ホ) 1000分の 15.50	(ホ) 項16 円
一般拠出金(注1)	(ハ) 840 項17 千円	(ハ) 1000分の 0.02	(ハ) 16 項18 円

①区分	算定期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで		
	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	(イ) 840 項19 千円	(イ) 1000分の 17.50	(イ) 14700 項20 円
労災保険分	(ロ) 3.00 項21 千円	(ロ) 1000分の 3.00	(ロ) 項22 円
雇用保険分	(ホ) 14.50 項23 千円	(ホ) 1000分の 14.50	(ホ) 項24 円

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入)

⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数 項30

※検査有無区分

※算調対象区分

※データ指示コード

※雇人力区分

※修正項目

項31

項32

項33

項34

項35

⑧⑨⑫⑬⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑮申告済概算保険料額 15,540 円

⑮申告済概算保険料額

⑮	(イ) 充当額	(イ) 不足額		⑮
		(イ) 不足額	(イ) 不足額	
(ロ) 還付額	(ロ) 還付額	(ロ) 還付額	(ロ) 還付額	項36

⑮ 増加概算保険料額 (13のイ)～(15)	1.0.17 1.0.
---------------------------	--

⑮ 期別納付額	第1期又は第2期	(イ) 概算保険料額 ⑤の(イ) + ⑥ + 次期以降の期末納付額 14,700 円	(ロ) 労働保険料充当額 ⑤の(イ) (前払保険料のみ) 円	(ハ) 不足額 ⑤の(ハ) 円	(ニ) 今期労働保険料 (イ) - (ロ) 又は (イ) + (ハ) 14,700 円	(ホ) 一般拠出金充当額 ⑤の(イ) (一般拠出金分のみ) 円	(ヘ) 一般拠出金額 ⑤の(ハ) - ⑤の(ホ) (注2) 16 円	(ト) 今期納付額 (ニ) + (ヘ) 14,716 円
	第2期	(イ) 概算保険料額 ⑤の(イ) + ⑥ 円	(リ) 労働保険料充当額 ⑤の(イ) - ⑤の(ロ) 円	(ス) 第2期納付額 (イ) - (リ) 円	⑮ 事業又は作業の種類 政務調査			⑳ 保険関係成立年月日
	第3期	(ル) 概算保険料額 ⑤の(イ) + ⑥ 円	(ワ) 労働保険料充当額 ⑤の(イ) - ⑤の(ロ) - ⑤の(リ) 円	(エ) 第3期納付額 (ル) - (ワ) 円				

⑮ 加入している 労働保険		(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	⑯ 特掲事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない
⑰ 事業	(イ) 所在地			
	(ロ) 名称			

⑮ 事業主	郵便番号 901-0205		電話番号 (098) 850 - 1692	
	(イ) 住所 (法人のときは 所在の住所)	豊見城市宇根美部727 エカビル207		
	(ロ) 名称	県議会議員 島袋大輔 門		
	(ハ) 氏名 (法人のときは 代表者の氏名)	島袋 大		

事業主・被保険者の皆さまへ

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。